

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び小川村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第307号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第6項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域の一部について指定を変更します。

平成26年6月12日

長野県知事 阿部守一

- 一部について指定を変更する区域の名称
小中尾8
- 一部について指定を変更する区域
下伊那郡阿南町のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県飯田建設事務所に備え置いて縦覧に供します。)

砂防課

長野県告示第308号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第8項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域の一部について指定を解除します。

平成26年6月12日

長野県知事 阿部守一

- 一部について指定を解除する区域の名称
小中尾8
- 一部について指定を解除する区域
下伊那郡阿南町のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県飯田建設事務所に備え置いて縦覧に供します。)
- 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項
別図に記載するとおり

砂防課

長野県教育委員会告示第2号

平成27年度長野県立中学校入学者選抜要綱を次のとおり定めました。

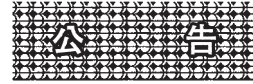
平成26年6月12日

長野県教育委員会

- 要綱の名称
平成27年度長野県立中学校入学者選抜要綱
- 要綱の内容

要綱の内容は、長野県教育委員会のホームページ（<http://www.pref.nagano.lg.jp/kyoiku/kyoiku/index.html>）に掲載しました。

高校教育課



公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成26年6月12日

長野県知事 阿部守一

- 申請のあった年月日
平成26年5月29日
- 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人リ・エイド
- 代表者の氏名
渡邊 尋
- 主たる事務所の所在地
伊那市仙美7869番地1
- 定款に記載された目的

この法人は、この地域における在宅の高齢者、障害者及びその支援者で手助けを必要としている人に対して、住み慣れた地域において家庭的な雰囲気のもとで介護が受けられるための事業を行い、地域福祉に貢献し、高齢者、障害者の住みやすい社会づくりに寄与することを目的とする。

県民協働課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成26年6月12日

長野県知事 阿部守一

- 申請のあった年月日
平成26年6月6日
- 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人パンセの会
- 代表者の氏名
唐澤 浩
- 主たる事務所の所在地
伊那市中央6442番地3
- 定款に記載された目的

この法人は、障がい者や高齢者など社会的弱者に対して、地域

社会での自立生活を可能にするために障害者総合支援法や介護保険法に基づいた事業や共生社会の実現にむけた活動について広く知ってもらうための事業を行い、それぞれがコミュニティのなかでその人の自分らしさを発揮できる社会づくりに寄与することを目的とする。

県民協働課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成26年6月12日

長野県知事 阿部 守一

- 1 申請のあった年月日
平成26年5月28日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人白馬総合型クラブ・まめった
- 3 代表者の氏名
橋本 勝正
- 4 主たる事務所の所在地
北安曇郡白馬村大字北城2066番地
- 5 定款に記載された目的

この法人は、「白馬村及び近隣地区の住民、また白馬村にいられた観光客」に対して、「子どもの健全育成を図ること及び学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図ること及び保健、医療又は福祉の増進を図ること」に関する事業を行い、白馬村村民の肉体的、精神的な健康を形成していくことに寄与することを目的とする。

県民協働課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による新設の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成26年6月12日

長野県知事 阿部 守一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
デリシアガーデン安茂里
長野市大字安茂里3582 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
株式会社アップルランド
松本市大字今井7155-28
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所
株式会社アップルランド
松本市大字今井7155-28

株式会社大創産業

広島県東広島市西条吉行東1-4-14

- 4 大規模小売店舗の新設をする日
平成27年1月29日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
2,954平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の収容台数 126台
 - (2) 駐輪場の収容台数 42台
 - (3) 荷さばき施設の面積 138平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の容量 55立方メートル
 （注）各施設の位置は、届出書に添付された図面のとおり
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

	開店時刻	閉店時刻
株式会社アップルランド	午前9時	午後11時
株式会社大創産業		
未定		

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

時間帯
午前8時30分から午後11時30分まで

- (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
入口 4か所 出口 4か所 合計8か所
（注）位置は届出書に添付された図面のとおり
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

	時間帯
1	午前0時から午後8時まで
2	午前6時から午後7時まで
3	

- 8 届出年月日
平成26年5月28日
- 9 届出書及び添付書類の縦覧の場所
長野県産業労働部産業政策課サービス産業振興室又は長野県長野地方事務所商工観光課
- 10 縦覧の期間
平成26年6月12日から平成26年10月14日まで
- 11 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。
- 12 意見書の提出先
長野県産業労働部産業政策課サービス産業振興室又は長野県長野地方事務所商工観光課

産業政策課サービス産業振興室

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成26年6月12日

長野県知事 阿部守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

MIDORI長野

長野市南千歳1-22-6

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

東日本旅客鉄道株式会社

東京都渋谷区代々木2-2-2

3 変更する事項

(1) 店舗面積の合計

(変更前) 7,067平方メートル

(変更後) 9,901平方メートル

(2) 駐車場の位置及び収容台数

(変更前)

駐車場の種類	収容台数
建物外平面駐車場（自走式）	78台

(変更後)

駐車場の種類	収容台数
建物外立体駐車場（自走式）	231台

(注) 位置は届出書添付の図面のとおり

(3) 駐輪場の位置及び収容台数

	変更前	変更後
1	—	178台
2	—	30台
3	—	164台
合計	—	372台

(注) 位置は届出書添付の図面のとおり

(4) 荷さばき施設の位置及び面積

	変更前	変更後
1	114平方メートル	114平方メートル
2	—	41平方メートル
合計	114平方メートル	155平方メートル

(注) 位置は届出書添付の図面のとおり

(5) 廃棄物等保管施設の位置及び容量

	変更前	変更後
1	15.1立方メートル	15.1立方メートル
2	—	10.0立方メートル
3	—	32.3立方メートル
合計	15.1立方メートル	57.4立方メートル

(注) 位置は届出書添付の図面のとおり

(6) 小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

開店時刻	閉店時刻
午前10時	午後8時

(変更後)

開店時刻	閉店時刻
午前7時30分	午後9時

(7) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

	変更前	変更後
入口	1	1
出口	1	1
合計	2	2

(注) 位置は届出書添付の図面のとおり

(8) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

	変更前	変更後
1	午前6時から午後9時まで	午前6時から 午後9時まで
2	—	

(注) 位置は届出書添付の図面のとおり

4 変更年月日

平成27年2月20日

5 届出年月日

平成26年5月19日

6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業政策課サービス産業振興室又は長野県長野地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成26年6月12日から平成26年10月14日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業政策課サービス産業振興室又は長野県長野地方事務所商工観光課

産業政策課サービス産業振興室

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成26年6月12日

長野県知事 阿部 守一

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品

別表のとおり

(2) 物品等の特質

仕様書のとおり

(3) 納入期限

平成26年12月19日

(4) 納入場所

別表のとおり

(5) 入札方法

別表の調達する物品ごとに入札します。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「物件の買入れ」の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。

(3) 調達をする物品に関し、メンテナンス（点検整備、修理等）を迅速に行う体制が整備されている者であること。

(4) 長野県会計局長から物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。

(5) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

3 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格の申請

この入札に参加を希望する者で2の(2)に該当しないものは、次のとおり一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格を申請することができます。なお、入札の時までに2の(2)に該当していなければ、入札に参加することはできません。

(1) 申請書の入手先

次のアドレスからダウンロードすることができるほか、(3)の場所で入手できます。

<http://www.pref.nagano.lg.jp/kensa/kensei/nyusatsu/bukken/shinse.html>

(2) 申請を行う時期

随時受け付けます。

(3) 問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県会計局契約・検査課

電話 026 (235) 7079

4 仕様書及び入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県会計局契約・検査課

電話 026 (235) 7079

入札説明書等は、次のアドレスからダウンロードすることができます。

<http://www.pref.nagano.lg.jp/kensa/kensei/nyusatsu/buppin/ippankyoso.html>

5 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 別表のとおり

イ 場所 長野市大字南長野字幅下692-2

長野県庁 西庁舎1階入札室

(3) 郵送(書留郵便に限る。)による場合の入札書の受領期限及び提出場所

ア 日時 平成26年7月18日(金) 午後5時

イ 場所 長野市大字南長野字幅下692-2(県庁専用郵便番号 380-8570)

長野県会計局契約・検査課

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、平成26年7月17日(木)までに入札申込書を提出してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

6 その他

詳細は、仕様書及び入札説明書によります。

(別表)

番号	調達する物品	数量	納入場所	入札及び開札日	入札及び開札時間
1	除雪ドーザ (13t級)	2台	飯田建設事務所 長野建設事務所	平成26年7月22日	午後1時30分
2	ロータリ除雪車 (2.2m級)	2台	木曾建設事務所 北信建設事務所 (飯山事務所)	〃	午後1時45分
3	ロータリ除雪車 (2.6m級)	1台	松本建設事務所	〃	午後2時00分
4	小型ロータリ除雪車(1.3m級)	2台	佐久建設事務所 (佐久北部事務所) 北信建設事務所 (中野事務所)	〃	午後2時15分
5	除雪トラック (7t級)	2台	木曾建設事務所 大町建設事務所	〃	午後2時30分
6	凍結防止剤散布車 (1.0立米級)	3台	諏訪建設事務所 飯田建設事務所 大町建設事務所	〃	午後2時45分
7	凍結防止剤散布車 (2.0立米級)	4台	佐久建設事務所 佐久建設事務所 (佐久北部事務所) 松本建設事務所 安曇野建設事務所	〃	午後3時00分
8	凍結防止剤散布車 (2.5立米級)	3台	上田建設事務所 飯田建設事務所 長野建設事務所	〃	午後3時15分

6 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased: As described in the appendix

(2) Delivery deadline: December 19, 2014

(3) Delivery place: As described in the appendix

(4) Contact place for information about the tender; description/conditions /other inquiries:

Contract and Audit Division, Accounting Bureau, Nagano Prefectural Government

692-2 Habashita, Minami Nagano, Nagano City TEL +81-26-235-7079 (Japanese only)

(5) Time limit and delivery place for the tender submission by hand delivery:

Time: As described in the appendix

Place: Bidding Room, Nagano Prefectural Government West Annex 1F

(6) Time limit and mailing address for the tender submission by mail (registered mail only):

Time: 5:00pm, July 18, 2014

Mailing address: Contract and Audit Division, Accounting Bureau, Nagano Prefectural Government

692-2 Habashita, Minami Nagano, Nagano City 380-8570 JAPAN

Appendix

Procurement Number	Products to be Procured	Quantity	Delivery Place	Tendering and Bid Opening Date	Tendering and Bid Opening Time
1	Snow removing dozer (13 t)	2 units	Iida Construction Office Nagano Construction Office	July 22, 2014	1:30pm
2	Rotary snow plow (2.2m)	2 units	Kiso Construction Office Hokushin Construction Office (Iiyama Office)	July 22, 2014	1:45pm
3	Rotary snow plow (2.6m)	1 unit	Matsumoto Construction Office	July 22, 2014	2:00pm
4	Small rotary snow plow (1.3m)	2 units	Saku Construction Office (Saku Hokubu Office) Hokushin Construction Office (Nakano Office)	July 22, 2014	2:15pm
5	Snow removing truck (7 t)	2 units	Kiso Construction Office Omachi Construction Office	July 22, 2014	2:30pm
6	Salt-spraying truck (1.0m ³)	3 units	Suwa Construction Office Iida Construction Office Omachi Construction Office	July 22, 2014	2:45pm
7	Salt-spraying truck (2.0m ³)	4 units	Saku Construction Office Saku Construction Office (Saku Hokubu Office) Matsumoto Construction Office Azumino Construction Office	July 22, 2014	3:00pm
8	Salt-spraying truck (2.5m ³)	3 units	Ueda Construction Office Iida Construction Office Nagano Construction Office	July 22, 2014	3:15pm

契約・検査課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成26年6月12日

長野県佐久建設事務所長 石井杉男

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

道路排水ポンプ設備点検整備業務委託

(2) 役務の特質

入札説明書によります。

(3) 履行期間

契約締結日の翌日から起算して10日以内に着手し、着手した

日から90日間

(4) 履行場所

主要地方道下仁田軽井沢線 軽井沢町 中谷地

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表のその他の契約の欄の等級区分がA、B又はCに格付けされている者であること。
- (3) 長野県会計局長から物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領(平成23年3月25日付け22管第285号)に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 長野県暴力団排除条例(平成23年長野県条例第21号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (5) 長野県佐久建設事務所又は長野県上田建設事務所の管内に本店又は支店若しくは営業所を有する者であること。
- (6) 過去5年以内に同種の排水ポンプ設備の設置又は保守点検業務の履行実績を有する者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

佐久市臼田2015

長野県佐久建設事務所 総務課

電話 0267(82)3101

4 入札手続等

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時 平成26年6月26日(木) 午後1時30分
イ 場所 長野県佐久建設事務所 第1会議室
- (3) 郵便入札の可否
郵便による入札は、受け付けません。
- (4) 入札者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成26年6月19日(木)午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、平成26年6月25日(水)までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。
- (5) 入札保証金
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (6) 契約保証金
政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (7) 入札の無効
規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。
- (8) 契約書作成の要否
必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は、入札説明書によります。

道路管理課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成26年6月12日

長野県上田建設事務所長 河西明彦

- 1 入札の目的
建設工事の請負契約
- 2 工事名
平成25年度防災・安全交付金(河川)堰堤改良工事
- 3 工事箇所名
内村ダム 上田市 内村ダム2工区
- 4 工事概要
多重無線設備改良(内村ダム、大室中継及び上田建設事務所)
- 5 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当する者であることとします。
 - (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
 - (2) 建設業法(昭和24年法律第100号)第28条第3項の規定により営業停止の処分を受けていない者であること。
 - (3) 電気通信工事について長野県建設工事入札参加資格を有する者のうち、次に掲げる要件をすべて満たしているものであること。
 - ア 資格総合点数が778点以上であること。
 - イ 建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領(平成23年3月18日付け22建政技第337号)に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。
 - ウ 建設業法第3条の規定により電気通信工事に係る特定建設業の許可を有している者であること。
 - エ 長野県暴力団排除条例(平成23年長野県条例第21号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
 - オ 多重無線設備の設置工事又は更新工事を公共機関等から元請けし、平成11年4月1日から平成26年6月11日までの間に誠実に履行した実績を有する者であること。
 - カ 長野県内に本店又は営業所を有している者であること。
 - キ 工事現場に配置する技術者が主任技術者の場合には、次のいずれかの資格を有する者を配置できる者であること。
 - (7) 技術士法(昭和58年法律第25号)第4条第1項の規定による第二次試験の技術部門のうち電気電子部門又は総合技術監理部門(選択科目は電気電子部門に係るものに限る。)に合格した者
 - (4) 電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第46条第3項の規定による電気通信主任技術者資格者証の交付を受けた者であって、その資格者証の交付を受けた後電気通信工事に

関し5年以上の実務経験を有する者のうち、発注者から直接請け負い、その請負代金の額が4,500万円以上のものに関して2年以上指導監督的な実務の経験を有する者

- (ウ) 電気通信工事に関し建設業法第7条第2号イ若しくはロ又は建設業法施行規則第7条の3第1号の規定に該当する者のうち、発注者から直接請け負い、その請負代金の額が4,500万円以上のものに関して2年以上指導監督的な実務の経験を有する者

6 工期

着手日から240日間

7 支払条件

(1) 前金払

原則として、1件の契約金額が100万円以上の工事等について、契約金額の6割の範囲内で中間前払金を含む前金払をします。

(2) 部分払

原則として、1件の契約金額が50万円以上の工事等について、規則の規定による回数の範囲内で部分払をします。

8 関係図書等の縦覧期間及び場所等

建設工事請負契約書(案)、設計図書及び入札説明書を平成26年6月12日(木)から平成26年6月27日(金)までの土曜日、日曜日を除く毎日午前8時30分から午後5時まで次の場所において縦覧に供します。

長野県上田市材木町1-2-6

長野県上田建設事務所 総務課

電話 0268(25)7162

9 入札手続等

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成26年6月30日(月) 午後1時

イ 場所 長野県上田合同庁舎 502号会議室

(3) 郵便入札の可否

郵便による入札は、受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成26年6月25日(水)午後5時までに上記8の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 低入札価格調査制度の適用

低入札価格調査制度事務処理要領(平成13年5月8日付け13監技第47号)第2に規定する低入札価格調査制度の対象工事として、同要領第3に規定する低入札価格調査基準価格の算定を適用します。

(6) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(8) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(9) 契約書作成の要否

必要とします。

(10) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札書であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

10 その他

詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

河川課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成26年6月12日

長野県長野建設事務所長 小林 睦夫

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

上水道・排水設備保守点検業務

(2) 役務の特質

入札説明書によります。

(3) 履行期限

契約締結の日から起算して60日を経過する日

(4) 履行場所

長野市小鍋 裾花ダム

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表のその他の契約の欄の等級区分がA、B又はCに格付けされている者であること。

(3) 長野県会計局長から物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領(平成23年3月25日付け22管第285号)に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 長野県暴力団排除条例(平成23年長野県条例第21号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

(5) 過去5年以内に上水道設備の保守点検業務の履行実績を有する者であること。

(6) 長野県内に本店又は営業所を有する者であること。

3 入札説明書及び仕様書の交付場所、契約条項等を示す場所並びに問い合わせ先

長野市大字南長野南県町686-1
 長野県長野建設事務所 総務課
 電話 026 (234) 9537

4 入札手続等

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨
 日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札及び開札の日時及び場所
 ア 日時 平成26年6月26日(木) 午後2時
 イ 場所 長野県長野合同庁舎 南庁舎601会議室
 - (3) 郵便入札の可否
 郵便による入札は、受け付けません。
 - (4) 入札者に要求される事項
 この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成26年6月20日(金)午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、平成26年6月25日(水)までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。
 - (5) 入札保証金
 政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
 - (6) 契約保証金
 政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
 - (7) 入札の無効
 規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。
 - (8) 契約書作成の要否
 必要とします。
 - (9) 落札者の決定方法
 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者として決定します。
- 5 その他
 詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

河川課

公告

地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第1項の規定により、木曾郡上松町藤井深から提出された住民監査請求について、同条第4項の規定により監査した結果を次のとおり通知したので、これを公表します。

平成26年6月12日

長野県監査委員 吉澤直亮
 同 田口敏子
 同 上野紘志
 同 垣内基良

26監査第20号

平成26年(2014年)6月6日

(請求人) 様

長野県監査委員 吉澤直亮
 同 田口敏子
 同 上野紘志
 同 垣内基良

長野県職員に関する措置請求に係る監査結果について
 (通知)

平成26年4月11日付けで受理しました長野県職員に関する措置請求について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第4項の規定により監査したので、別紙のとおり結果を通知します。

(別紙)

長野県職員に関する措置請求の監査結果

第1 監査の請求

1 請求人

木曾郡上松町 藤井 深

2 請求書の提出

請求書の提出は、平成26年4月11日である。

3 請求の内容

請求人から提出された長野県職員措置請求書建設部建築住宅課公営住宅室に関する措置請求の要旨は、次のとおりである。

(1) 請求の要旨

建設部建築住宅課公営住宅室は旧住宅課時代より県営住宅に管理人を配置し特別職報酬を戸数に応じて県営住宅家賃収入から支払ってきた。ところが報酬に対して同室は報告義務を課しておらず管理人は何もしないでも報酬を得ている実態が明らかになった。請求人はこの実態を公費不正支出に該当すると思慮しこれまで管理人に支払った特別職報酬の全額返還と管理人の廃止を求めるものである。

ア 管理人の業務は定められているものの報告義務がないから業務を遂行したか否か同室が監査しないまま何年にも渡って同一人が何の業務を行わなかったにもかかわらず報酬が支払われた疑いが強い。

イ ねざめ団地の場合2014年度は52戸で積算され37,280円が支払われたがその報酬に見合う業務が遂行されていない。当該管理人は共益費の集金支出報告書を作成しているがねざめ団地自治会会計も兼務しており共益費残高が自治会会計に繰り越されている実態がある。

ウ 管理人を廃止すると同時にこれまで管理人に支払った報酬を返還させるべきである。

(2) 請求書添付の事実証明書

ア 県営住宅等に関する規則(抜粋)、県営住宅管理人に関する要綱(抜粋)

イ 平成25年度県営住宅管理人の報酬額等について(平成25年4月1日付け25住第466号地方事務所(商工観光)建築課長宛住宅課長通知)

ウ 24年度団地共益費会計収支明細

エ 管理人の選定について(アンケートのお願い)

4 請求の受理

本件請求は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第242条第1項及び第2項に規定する要件を具備しているものと認め、平成26年4月11日付けで受理した。

5 請求人の証拠の提出及び陳述

法第242条第6項の規定による請求人の陳述を、平成26年5

月16日に行った。また、請求人から追加の証拠提出があった。

第2 監査の実施

1 監査対象事項

(1) 対象行為

住民監査請求について、法は第242条第1項において、「普通地方公共団体の住民は、当該地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担があると認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によって当該普通地方公共団体のこうむった損害を補填(てん)するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる。」と規定し、住民監査請求の対象行為を限定的に示している。請求人の請求内容及び提出された事実証明書、メールで送信された参考資料を総合して当該基準に照らして判断すれば、①県は要綱において県営住宅管理人に対して実績報告書の提出を義務付けておらず、当該県営住宅管理人に職務を遂行したか否かを確認することなく同人に対して報酬を支払ったのは、違法若しくは不当な公金の支出であり、報酬の返還を求めるべきであるという点、及び②県営住宅ねざめ団地の県営住宅管理人(以下「本件管理人」という。)に対して37,280円の報酬が支払われているが、報酬に見合う職務が遂行されていないから、違法若しくは不当な公金の支出であり、報酬の返還を求めるべきであるという点を監査対象とした。

(2) 監査対象期間

監査対象期間については、法第242条第2項において「前項の規定による請求は当該行為のあった日又は終わった日から1年を経過したときは、これを行うことができない。」と規定され、この例外として、正当な理由がある場合はこの限りでない旨定められている。

この正当な理由の有無について最高裁判所は、「住民が相当の注意力をもって調査をしたときに客観的にみて当該行為を知ることができたかどうか、また、当該行為を知ることができたと解されるときから相当の期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきもの」と判示している(昭和63年4月22日最高裁判決)。正当な理由について、請求人は「今般事案が、ねざめ団地固有の事案ではなく旧長野県建設部住宅課が県営住宅管理人に関する要綱において業務報告義務を課してこなかったことに起因する大事件」と主張しているが、前掲判決に照らせば、正当な理由があると認めることはできない。監査対象期間について、請求人は、「対象年度は県営住宅管理人制度開始時期より今年度まで」と主張しているが、上記から、支出負担行為のあった日から1年を経過したものを対象外とし、平成25年度分の県営住宅管理人の報酬支出に関わるもの及び本件請求のあった日を基準として支出負担行為のあった日から1年以内のものを監査対象とした。

2 監査対象機関

建設部建築住宅課公営住宅室及び木曽地方事務所を監査対象機関とした。

3 監査対象機関の監査

法第242条第4項の規定により、監査対象機関の職員に対し、関係書類の提出を求めるとともに、平成26年5月16日、木曽地方事務所において事務局職員による聴取り調査を実施した。

第3 監査の結果

1 事実関係の確認

監査対象事項について、関係法令との照合、関係書類等の調査、請求人の陳述及び監査対象機関の調査の結果、次の事実を確認した。

(1) 関係法令

ア 県営住宅管理人制度

(7) 公営住宅法(昭和26年法律第193号)

公営住宅法は、第33条第1項で「事業主体は、公営住宅及び共同施設の管理に関する事務をつかさどり、公営住宅及びその環境を良好な状態に維持するよう入居者に必要な指導を与えるために公営住宅監理員を置くことができる。」と規定し、公営住宅監理員の任命について、同条第2項で「公営住宅監理員は、事業主体の長がその職員のうちから命ずる。」と規定している。また、第48条で「事業主体は、この法律で定めるもののほか、公営住宅及び共同施設の管理について必要な事項を条例で定めなければならない。」と規定し、事業主体に対して公営住宅等の管理に関する条例の制定を義務付けている。

(4) 県営住宅等に関する条例(昭和35年長野県条例第33号)及び県営住宅等に関する規則(昭和44年長野県規則第30号)

公営住宅法第48条の規定を受けて、県営住宅等に関する条例が制定され、県営住宅等の設置及びその管理等に関し必要な事項を定めている。

さらに、同条例第32条で「この条例に定めるもののほか、この条例の実施に関し必要な事項は、知事が定める。」と規定し、具体的な手続等の細目的事項については、規則以下に委任されている。

この規定を受けて県営住宅等に関する規則が制定され、県営住宅管理人に関しては、同規則第22条第1項で「法(公営住宅法)第33条第1項に規定する公営住宅監理員の職務を補助させるため、県営住宅の団地に県営住宅管理人を置く。」と規定され、さらに同条第2項で「県営住宅管理人は、県営住宅の入居者のうちから知事が任命する。」こととされている。

(ウ) 事務処理規則(昭和39年長野県規則第5号)

事務処理規則第5条第1項及び別表第2の6の(67)のウの規定により、県営住宅管理人に対する知事の任命権限は地方事務所長に委任されている。

(イ) 県営住宅管理人に関する要綱(昭和48年12月6日付け48建第556号)

県営住宅等の管理に関する規則第22条第1項に規定する県営住宅管理人について、必要な事項を定めるものとして、県営住宅管理人に関する要綱(以下「要綱」という。)が定められている。要綱では、県営住宅管理人の任命について、第3第1項で「管理人は、入居者のうちから人格円満で指導力があり、かつ、団地の環境整備、県営住宅等の正常な維持管理に協力できる者を地方事務

所長が任命するものとする。」と規定し、その任期について、同第2項で「管理人の任期は任命された日から1年以内とし、再任を妨げない。」こととしている。

県営住宅管理人の職務については、要綱第5第1項で「管理人は、常に入居者及び県営住宅等の状況を適確に把握するとともに、町内会、自治会等とも密接な連絡をとり、団地の環境整備、県営住宅等の正常な維持管理に努めるものとする。」と規定し、同第2項で「管理人は、所長（地方事務所長）の指揮監督を受け、別に定めるところにより、次に掲げる事務を行うものとする。」と定め、その事務として、①入居に関する事務②退去に関する事務③修繕等に関する事務④報告事務⑤文書取次事務を掲げ、さらに、同第3項で、県営住宅管理人の帳簿の備付け及び整備について規定し、当該帳簿として、団地住宅配置図、県営住宅管理簿及びその他所長が指示したものを挙げている。

守秘義務については、県営住宅管理人は個人情報に接する機会もあることから要綱第7により課せられている。

イ 県営住宅管理人の身分

県営住宅管理人は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項が規定する特別職の非常勤公務員であり、要綱第5の規定により任命権者の指揮監督を受けている。

ウ 県営住宅管理人の報酬

(7) 法及び特別職の職員等の給与に関する条例（昭和27年長野県条例第10号）

法第203条の2は、非常勤の職員に対する報酬について、その勤務日数に応じて支給することを原則とするものの、ただし書きにおいて条例で特別な定めをした場合はこの限りでない旨規定している。このただし書の規定を受け、特別職の職員等の給与に関する条例第8条第1項において、「非常勤の特別職の職員のうち議会の議員以外の者に支給する報酬は、別表第3に掲げる額とする。」と規定し、別表第3の4において、「その他特別職の職員」に対して「予算の範囲内において、他の職員との権衡を考慮して任命権者が定める額」を報酬として支給する旨定めている。

(イ) 要綱及び平成25年度県営住宅管理人の報酬額等について（通知）

予算の範囲内で任命権者が定める額として、要綱は第6第1項で「別に定める額」と規定している。この「別に定める額」として、建設部住宅課長から地方事務所（商工観光）建築課長宛に通知「平成25年度県営住宅管理人の報酬額等について」（平成25年4月1日付け25住第466号）が発せられており、公営住宅監理員が常駐していない県営団地における県営住宅管理人の平成25年度における報酬年額を次のとおり定めている。

基本額		9,100円
戸数割	30戸まで	620円
	31戸から50戸まで	450円
	51戸以上	290円

なお、平成24年度においても同趣旨の通知が4月1日付けで発せられており、報酬額等の取り扱いも同様であった。

(2) 県営住宅管理人への報酬支払状況

ア 全県

会計帳票及び証拠書類等を確認したところ、支払手続等は会計法規に従い適確に行われていた。平成25年度分支出として全県では、延べ429人の県営住宅管理人に対して、総額10,887,567円の報酬が支出されていた。また、平成25年度分支出以外で、本件請求のあった日を基準として、支出負担行為のあった日から1年以内のものとして全県では、延べ62人の県営住宅管理人に対して、総額1,533,142円の報酬が支出されていた。

地方事務所副所長は、県営住宅管理人の任期満了後、就業期間や受持ち戸数等を適確に確認していた。地方事務所（商工観光）建築課長は、日常的な連絡等により県営住宅管理人の職務遂行状況を確認していた。

イ 本件管理人への報酬

本件管理人に対して、平成25年度分として平成26年4月2日付けの支出負担行為により37,280円の報酬が支出されており、源泉所得税を控除した残額36,139円が本人名義の預金口座に振り込まれていた。また、平成25年度分支出以外で、本件請求のあった日を基準として、支出負担行為のあった日から1年以内のものはなかった。

(3) 本件管理人の職務内容

監査対象機関からは、県営住宅管理人に対して実績報告書の提出を求めているが、県営住宅管理人との日常的な連絡などの機会を通じて職務遂行状況を確認しているとの説明を受けた。本件管理人の平成25年度の職務として確認できた主な事項は、次のとおりである。

ア 入退去の事務

6戸の入居、10戸の退去があった。入退去の都度、団地内に備え付けている団地住宅配置図及び県営住宅管理簿の内容を更新している。

イ 報告事務及び修繕等に関する事務

(7) 11月に入居者から水道の水圧が低下しているとの情報提供があり、本件管理人が水道を管理する町に点検を依頼し、その結果、異常がなかった旨を木曾地方事務所に報告をしている。

(イ) 1月には、無断退去者と思われる者について、木曾地方事務所に報告をしている。

(ウ) 2月には、例年以上の大雪であること、及びこれを放置した場合の凍結の危険について、木曾地方事務所に報告をしている。

ウ 文書の取次など

6月には、収入申告書を各戸に配布するとともに、7月には、本件管理人に対して提出された収入申告書を、木曾地方事務所に提出した。内容が記載された収入申告書には、個人情報が含まれており、慎重な取扱いを必要とするものである。

エ 共益費

監査対象機関からは、共用部分の電気代など共益費会計の職務は、県営住宅管理人の職務ではなく、県営住宅ねざ

め団地自治会の会計担当者としての職務であるとの説明を受けた。請求人は、陳述の場において、この職務は県営住宅管理人の職務でない旨を陳述している。共用部分の電気及び水道の使用料については、それぞれの供給事業者から県営住宅ねざめ団地自治会が直接請求を受けているものであり、その徴収についても、当該使用料を各入居者に割り当てて徴収し、これを、各供給事業者に支払っているものであって、県営住宅ねざめ団地自治会の会計行為であり、県営住宅管理人の職務ではないと認められる。

2 判断

県と県営住宅の入居者との間でどのような連携体制を構築するかは、費用対効果や住民意識、法規制などを総合的に考慮しながら検討すべきものであり様々な制度設計の余地があるが、現行の県営住宅管理人制度は、一定の成果を上げているものと考えられる。

請求人の主張に対しては、前記1において確認した事実関係に基づき、次のとおり判断する。

(1) 県は要綱において、県営住宅管理人に対して実績報告書の提出を義務付けておらず、当該県営住宅管理人に職務を遂行したか否かを確認することなく同人に対して報酬を支払ったのは、違法若しくは不当な公金の支出であるという主張について

請求人が主張するとおり、県営住宅管理人に対して報酬を支払う際に実績報告書の提出は求めていない。しかし、県営住宅ねざめ団地の例をみても、本件管理人は、任命権者の指揮監督を受けて具体的な職務を実施しており、木曾地方事務所商工観光建築課長は、日常的な連絡等により本件管理人の職務遂行状況を確認していた。

報酬の支払いにおいては、木曾地方事務所副所長は、本件管理人の任期満了後、就業期間や受持ち戸数等を適確に確認していたものと認められる。この取扱いは、他の地方事務所においても同様であった。報酬の支払いにおいて、第三者からみた支出の透明性を高める取組は大切であるが、県営住宅管理人の職務遂行状況は確認されており、実績報告書の提出がないことのみをもって、支出が違法または不当であると言えない。

(2) 本件管理人に対して37,280円の報酬が支払われているが、報酬に見合う職務が遂行されていないから、違法若しくは不当な公金の支出であるという主張について

請求人が主張するとおり、平成25年度において本件管理人に対して37,280円の報酬が支払われていた。特別職の公務員に対して月額報酬制以外の報酬額を定めるには、法第203条の2第2項ただし書の規定によることになるが、同項ただし書は、実体的な要件について何ら規定していない。この点について、最高裁判所は、「普通地方公共団体の非常勤の職員に関し、どのような報酬制度が当該非常勤職員に係る人材確保の必要性等を含む当該普通地方公共団体の実情等に適合するかについては、各普通地方公共団体ごとに、その財政の規模、状況等との権衡の観点を踏まえ、当該非常勤職員の職務の性質、内容、職責や勤務の態様、負担等の諸般の事情の総合考慮による政策的、技術的な見地からの判断を要する。」と判示している（平成23年12月15日最高裁判決）。本件をこの基準に照らせば、①県営住宅管理人の職務の性質としては、

任命や解任、職務内容、報酬、守秘義務などを要綱で定める特別職の公務員であって、県営住宅に関しての地域に密着した窓口のひとつである。②職務内容は、要綱第5により定められているが、常に入居者や県営住宅等の状況を適確に把握するとともに、町内会、自治会等とも密接な連絡をとり、団地内の環境整備、県営住宅等の正常な維持管理に努めることに加え、任命権者の指揮監督を受けて、入退去に関する事務や報告、文書の取次、団地住宅配置図等の整備及び備付けなどを行うことである。本件管理人における平成25年度の主な職務の状況は、6戸の入居者と10戸の退去者に対する入退去時の帳簿整備等の事務、無断退去と思われる者の木曾地方事務所への通報、収入申告書の取りまとめ、修繕要望の木曾地方事務所への提出などである。③職責としては、報告や帳簿の整備、文書取次などが主な職務であるが、常に入居者や県営住宅等の状況を適確に把握するとともに、団地内の環境整備や県営住宅等の正常な維持管理に協力できる者であることが期待されている。④勤務態様としては、自らが居住する住宅団地内において、入居者や県営住宅等の状況を適確に把握できる状況にあれば職務遂行中と考えることもでき勤務時間などの定めはない。社会常識の範囲内の時間において入居者からの電話による情報提供を受けるなど具体的な事務を行うことになる。⑤負担等としては報告に要する電話代などの通信費は、県営住宅管理人の負担となっている。⑥県営住宅管理人の報酬額は、毎年度、予算の範囲内で、他の職員との権衡を考慮して定められている。平成25年度において、公営住宅監理員が常駐していない戸数52戸の県営住宅団地を受け持つ県営住宅管理人の報酬年額は、基本額9,100円に、30戸までは単価620円に30戸を乗じて得た18,600円を、31戸から50戸までは単価450円に20戸を乗じて得た9,000円を、51戸から52戸までは単価290円に2戸を乗じて得た580円を、戸数割手当としてそれぞれ加算した合計37,280円となる。この金額を12月で割れば、月額換算で約3千円の報酬となる。本件管理人は、団地に居住しながら、52戸の入居者の状況や団地施設の状況等を把握して、異常な点などがあれば木曾地方事務所へ情報提供等を行っており、この職務だけに限定して検討しても、社会通念上、この金額は、不当に高額な報酬額ということではできない。むしろ、県営住宅管理人には、住民自治を促しながら県と県営住宅の入居者とのパイプ役としての役割が期待されていることを勘案すれば、県営住宅管理人への報酬を、県営住宅管理人を引き受けた御厚意に対する謝礼として捉えることも理解できる。

以上から、平成25年度における本件管理人の報酬額は、職務の性質、内容、職責や勤務の態様、負担等を総合的に考慮した上で地域の実情に適合し予算の範囲内で適切に定められたものと認められる。

3 結論

本件監査対象である請求人の請求は棄却する。請求人のその余の請求は法第242条が定める住民監査の対象でないため却下する。

監査委員事務局